

葉山町附属機関の設置に関する条例〔抄〕

(平成 7 年 7 月 8 日条例第 13 号)

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関し必要な事項は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、規則で定める。

別表（第 2 条関係）〔抄〕

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員 の数
町長	葉山町自殺対策 計画策定委員会	自殺対策計画を策定するために審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	15 人 以内

葉山町自殺対策計画策定委員会規則

(平成 30 年葉山町規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成 7 年葉山町条例第 13 号）第 2 条の規定に基づき設置された葉山町自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）において市町村が定めるものとされた市町村自殺対策計画の策定に関する事項を審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町職員
- (5) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、計画策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会には、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 6 条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和52年葉山町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(自殺対策計画策定委員会委員)

第8条の2 条例別表第1に掲げる自殺対策計画策定委員会委員に対する報酬額は次のとおりとする。

(1) 委員（医師） 日額 16,000 円

(2) 委員（学識経験を有する者） 日額 13,000 円

(3) 委員（医師及び学識経験を有する者以外の者） 日額 6,000 円

葉山町自殺対策計画策定委員会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、葉山町自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴者の資格）

第2条 傍聴者は、次に掲げる者とする。

（1）町内に在住している者

（2）町内に在勤の者

（傍聴者の決定等）

第3条 傍聴者の定員は、約10人とし、委員長が会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。

2 傍聴者になることを希望する者は、会議の開催前日までに事務局に申し込むものとする。

3 傍聴者になることを希望する者が第1項の定員を超えたときは、申し込み順とするものとする。

4 傍聴者には、委員長が定めるところにより、会議資料の全部若しくは一部又は審議事項が分かる資料を提供するものとする。

（委員会の会議を傍聴することができない者）

第4条 次の者は、委員会の会議を傍聴することができない。

（1）決定した傍聴者以外の者

（2）審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（3）銃器その他の危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、その他秩序を乱すおそれがあると認められる者

（傍聴者が守るべき事項）

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

（1）携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切ること。

（2）写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等を使用しないこと。

（3）静粛を旨とし、意見聴取における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすること等意見聴取の妨げになるような行為をしないこと。

（4）新聞又は書籍の類を閲覧しないこと。

（5）飲食及び喫煙をしないこと。

（6）やむを得ない場合を除き、傍聴中、入退席しないこと。

（7）前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(秩序の維持)

第6条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第7条 この要領に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年 月 日から施行する。